

自家消費型太陽光発電等導入費補助金

補助事業実施の手引 (令和4年度版)

令和4年4月

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

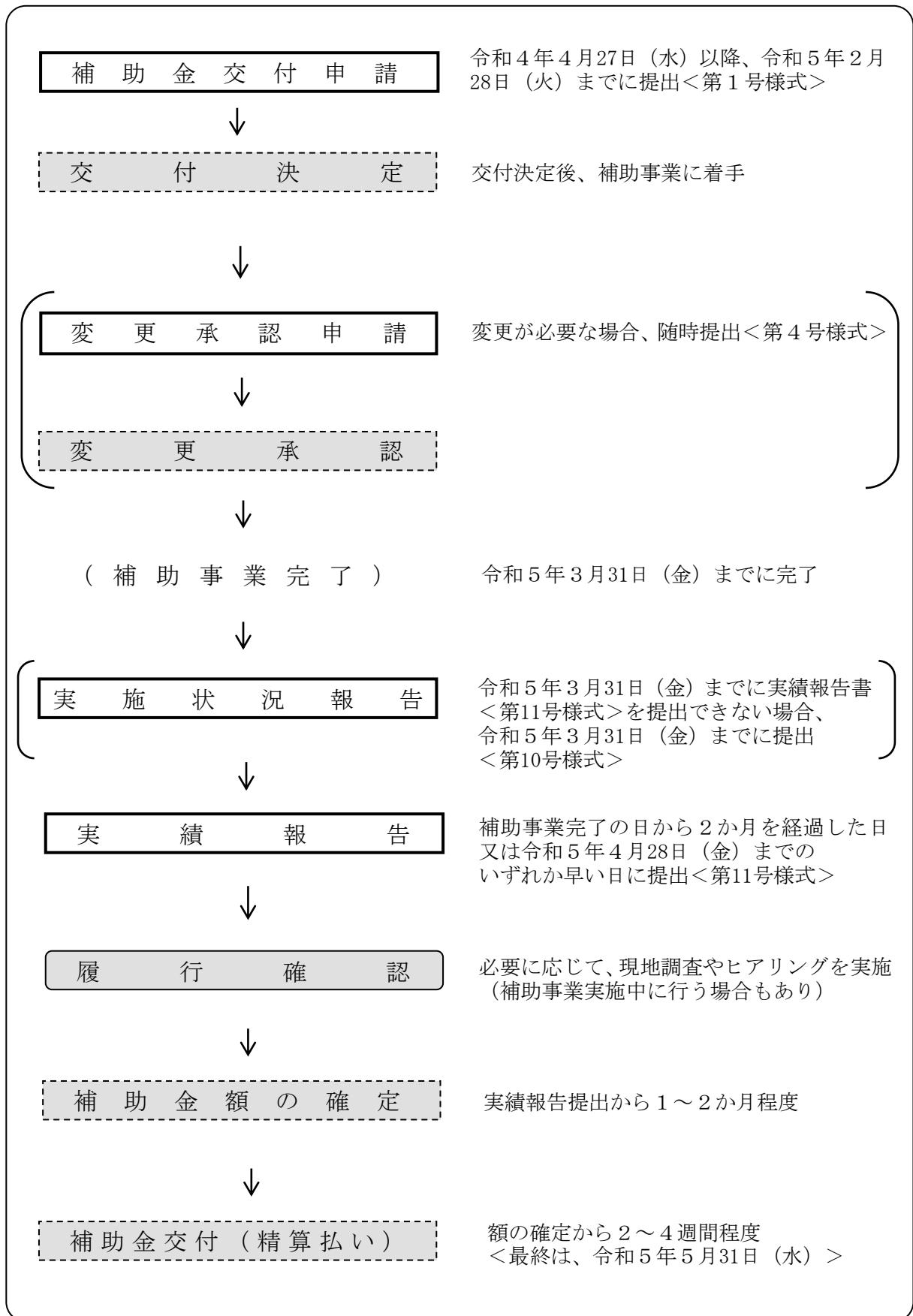
事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、手洗い、咳エチケットの励行等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。

〈工事業者の方へ〉

屋内での工事等に当たっては、マスクを着用し、手指消毒を十分した上で、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて施工してください。

1	年間スケジュール（令和4年度分）	1
2	事業の概要について	2
	（1）事業の目的	
	（2）補助対象となる事業等	
3	補助金交付に係る基本的手続	8
	（1）交付申請	
	（2）交付決定	
	（3）実施状況報告	
	（4）実績報告	
	（5）補助金の交付	
4	補助金交付に係る特別な手続(変更、中止、廃止等)	14
	（1）補助事業の変更	
	（2）補助事業の中止	
	（3）補助事業の廃止	
	（4）補助事業者に係る事項の変更の届出	
5	補助事業終了後の留意事項	15
	（1）県への協力事項等	
	（2）財産の管理及び処分	
	（3）補助金の経理書類の保存	
	【別紙】 予算額を超える場合における補助事業の選定について	17

1 年間スケジュール（令和4年度分）



… 書類の提出が必要なもの

… 調査のため、県が事業実施地等にお伺いするもの

… 事務手続で、県において処理を行うもの

2 事業の概要について

(1) 事業の目的

自家消費型太陽光発電等導入費補助金は、県内に自家消費型再生可能エネルギー発電設備（※1）や蓄電システム等（※2）を設置する事業に要する経費の一部を補助することによって、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消を促進することを目的としています。

本補助事業は、「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に基づき実施しますので、補助金の交付を申請される方は、要綱と併せて内容を十分に理解した上で手続を行ってください。

- ※1 当該発電設備から得たエネルギーを、当該発電設備を設置した施設において自ら消費することを目的とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定）を受けない発電設備をいいます。
- ※2 自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいいます。

(2) 補助対象となる事業等

ア 補助対象となる事業の内容（要綱第3条、別表1の2）

補助金の交付対象となる事業は、次の要件を全て満たすものです。

(ア) 太陽光又は風力を利用する自家消費型再生可能エネルギー発電設備（未使用品に限る。）を県内に設置すること。

(イ) 補助対象設備を設置した施設と同一の所在地において、令和4年度に国の資金を原資とする補助金及び「かながわスマートエネルギー計画」を推進するための県の補助金（※3）の交付を受けていない（今後の交付予定を含む。）こと。

※3 本補助金と、国の補助金（環境省が交付する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）」等）や県の補助金（要綱第3条第1項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金）を併用することはできません。

(ウ) リース（※4）、割賦又は電力販売（※5）（以下「リース等」という。）により実施する場合は、リース等事業者（リース等契約に基づき、補助対象設備のリース等を行う者）が、リース等使用者（リース等契約に基づき、補助対象設備を設置して使用する者）から領収するリース料、割賦料又は電力販売料の元本相当額について、補助金相当分を減額していること。

※4 「リース」とは、事業者が自家消費型再生可能エネルギー設備を購入して使用者に使用させ、代金を設備の販売会社に支払い、使用者から購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収することをいいます。

※5 「電力販売」とは、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の所有者である発電事業者が、当該設備を当該発電事業者の費用により設置し、発電された電気を当該設備を設置した施設の所有者等に販売するものをいいます。

イ 補助対象となる設備（要綱第3条、別表1の2）

(ア) 補助金の交付対象となる自家消費型再生可能エネルギー発電設備は、それぞれ次の表の要件を満たすものです。

自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類	要件
太陽光発電設備	発電出力が10kW以上であること。 注 太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方とします。
風力発電設備	単機の発電出力が1kW以上であること。
太陽光発電設備・風力発電設備	合計の発電出力が10kW以上で、風力発電設備の単機の発電出力が1kW以上であること。

注 太陽光発電設備の発電出力は、小数点未満の端数を切り捨てます。

(イ) 補助金の交付対象となる蓄電システム等は、次の要件を全て満たすものです。

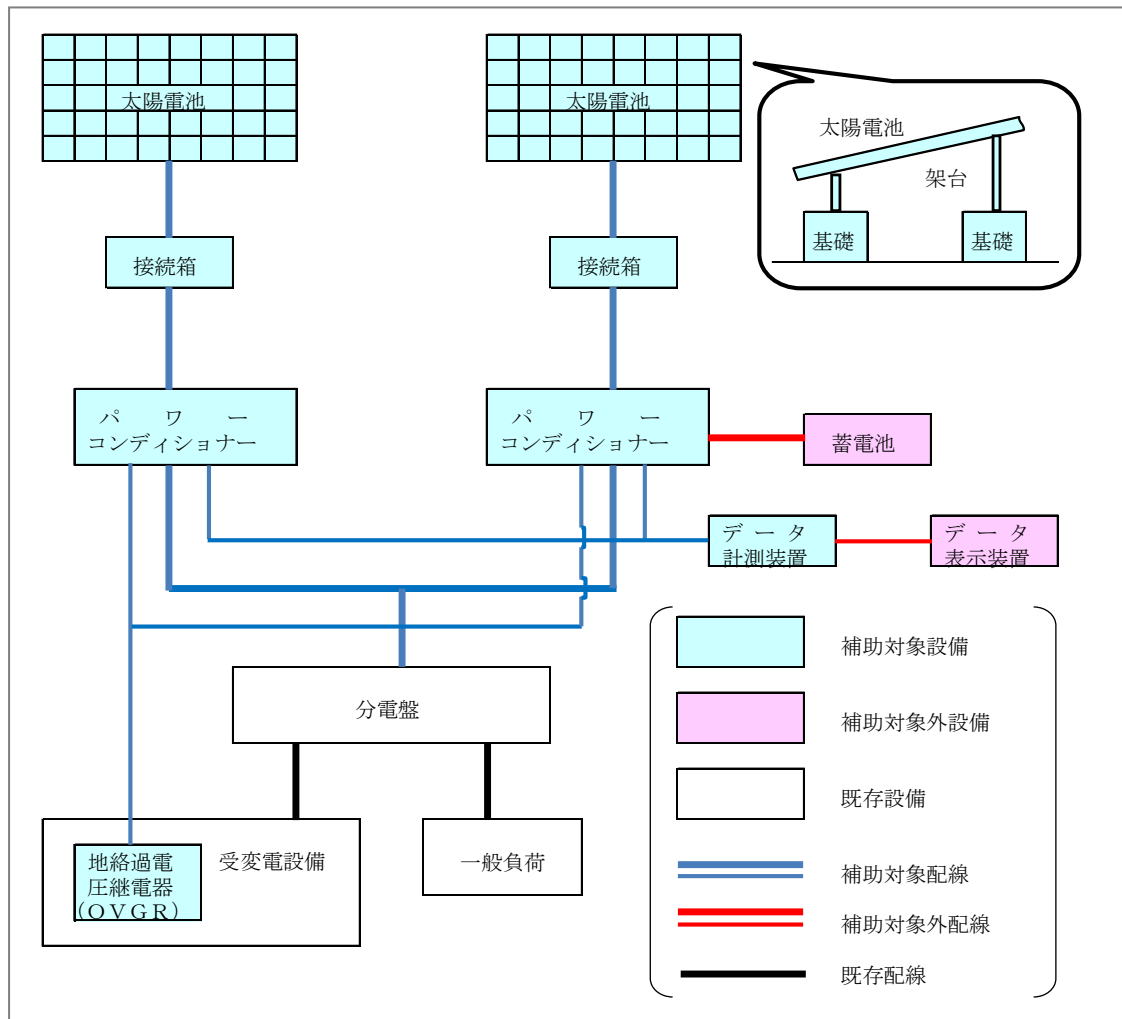
- a 補助金の交付対象となる自家消費型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置するものであること。
- b 通常時及び停電時（自立運転時）に、それぞれ次の機能を有していること。

条件	機能
通常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・ 蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。
停電時 （自立運転時）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作を行うことなく（自動切換えで）、自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること。 ・ 操作を行うことなく（自動切換えで）、蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電（※6）できること。 <p>※6 特定負荷又は全負荷の設定を要します（設置する補助対象設備の機能等に応じて設定した負荷としてください）。なお、停電時のみ使用可能なコンセントを設置するだけでは要件を満たしません。</p>

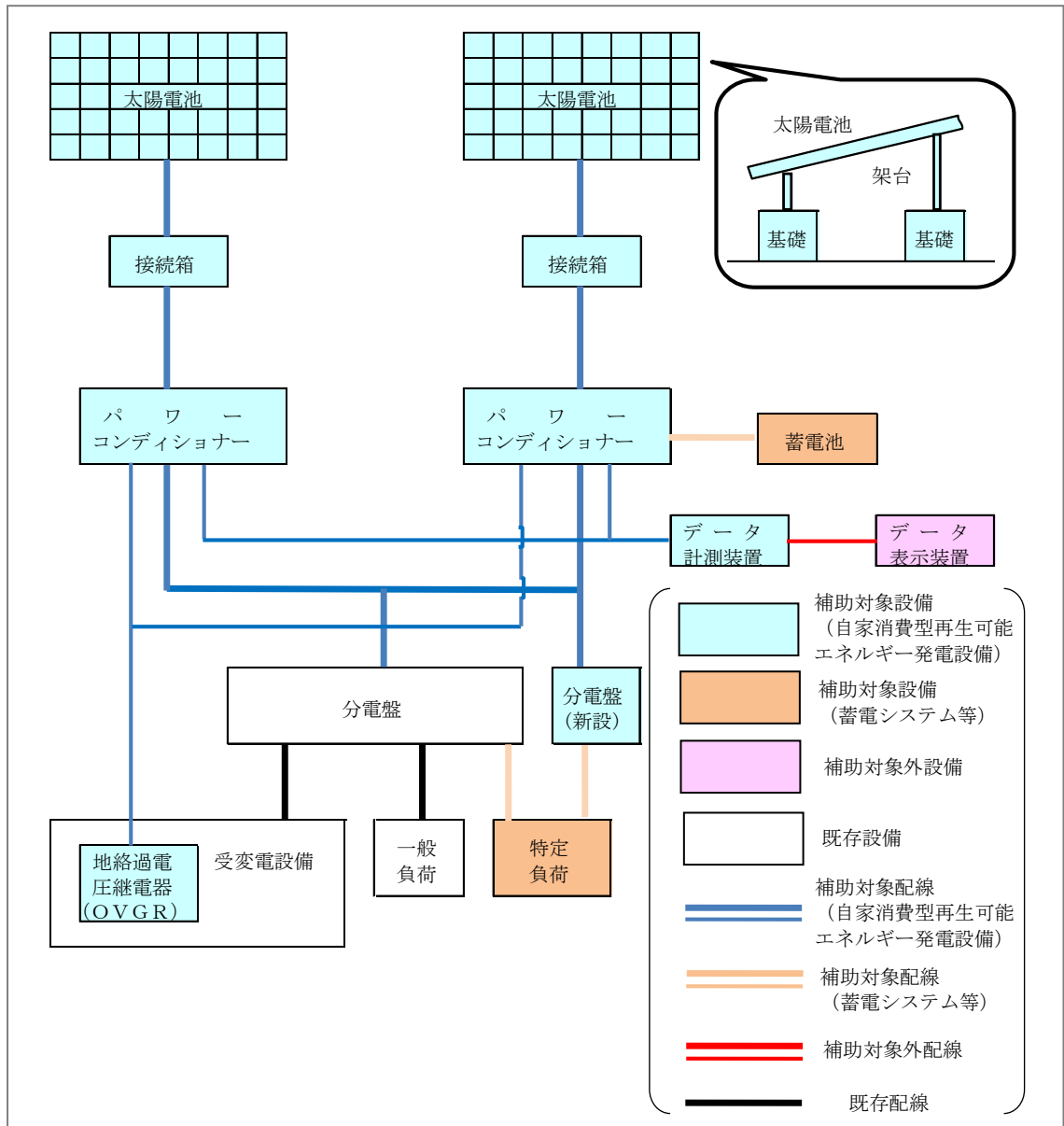
<参考>

補助対象となる設備の概略図（太陽光発電設備の例）

① 特定負荷（災害対応用の機器及び配線）等を設置しない場合



② 特定負荷（災害対応用の機器及び配線）等を設置する場合



注 太線は電気配線、細線は通信配線を表します。

交付申請時及び実績報告時に提出する機器配置図、システム系統図及び単線結線図は、上図のように、自家消費型再生可能エネルギー発電設備、蓄電システム等及び補助対象外の設備が判別できる書類としてください。

ウ 補助対象となる事業者（要綱第3条、第20条、別表1の3）

補助金の交付対象となるのは、補助対象設備を所有する者であって、次の表の要件を全て満たす者です。

要件	
(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。	
ア	法人（国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人を除く。）
イ	青色申告を行っている個人事業者
(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。	
(3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。	
(4) 次の申立てがなされていないこと。	
ア	破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ	会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ	民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て

(5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
(6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
(7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
(8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(10) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

注 補助事業をリース等により実施する場合は、リース等使用者が表の全ての要件を満たし、かつ、リース等事業者が表の(1)アの法人であること及び(2)から(10)に係る全ての要件を満たしている必要があります。また、補助金の交付を受ける者はリース等事業者です。

エ 補助対象となる経費（要綱第4条、別表1の4）

費目ごとの補助対象経費及び補助対象外経費の分類については、次の表を参考としてください。

経費の区分	費目名	補助対象経費	補助対象外経費		
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	設備費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備費	太陽光モジュール、風車等の発電設備に係る費用	—	
		自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費	パワーコンディショナー、接続ユニット、架台（太陽光発電）、タワー（風力発電）等の自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備の費用	—	
		発電量データ収集用設備費	発電量データ収集用の計測装置（必要最小限のデータ表示用ディスプレイを含む。）に係る費用	発電量データの収集や発電システムの監視に要する通信費用、普及啓発のためのディスプレイ等に係る費用	
		設置工事材料費	配線ケーブル類に係る費用	—	
		その他設備費	上記以外で発電事業に要する設備に係る費用	—	
	設置工事費	調査費・設計費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備の設置に要する事前調査費用及び設計に要する費用	構造計算費用	
		設置工事費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用（必要最小限の防水工事費を含む。）、電気配線に要する費用及び安全対策に要する費用	土地の造成費用、既存の施設を改良（補強）するための費用、既存の設備等を撤去・廃棄するための費用、その他補助対象外の設備を設置するための費用	
		諸経費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備の設置に要する電気・水道・トイレの仮設施設や機械の運搬費用、発生材処分費用、現場管理費用、一般管理費用等	—	
	蓄電システム等	設備費	蓄電システム等に係る設備費	蓄電池に係る費用	—
			蓄電システム等に係る附属設備費	パワーコンディショナー、架台等の蓄電システム等に係る附属設備の費用	
非常用電気設備に係る設備費			特定負荷分電盤等に係る費用		
その他設備費			上記以外で蓄電システム等に係る設備（配線ケーブル類等）の費用		
設置工事費		調査費・設計費	蓄電システム等の設置に要する事前調査費用及び設計に要する費用		
		設置工事費	蓄電システム等の設置に要する費用（必要最小限の防水工事費を含む。）、電気配線に要する費用及び安全対策に要する費用		
		諸経費	蓄電システム等の設置に要する電気・水道・トイレの仮設施設や機械の運搬費用、発生材処分費用、現場管理費用、一般管理費用等		

上記のほか、次の経費については補助対象外ですので注意してください。

- 1 補助対象設備を設置した施設における通常の消費量よりも多く発電されるエネルギーに係る自家消費型再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備に係る設備費及び設置工事費用
- 2 交付決定より前に着手した設置工事に係る設備費及び設置工事費用
- 3 公租公課（消費税及び地方消費税を含みます。内税の場合は割り落としを要します。）
- 4 振込手数料、代引手数料等金銭の授受に要する費用
- 5 収入印紙代
- 6 本補助金の交付申請等のための書類作成・送付に係る費用
- 7 各種保険料

【補助事業における利益等排除の考え方について】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等（※7））をもって補助対象経費に計上してください。

※7 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

オ 補助金額の算出方法（要綱第5条、別表1の5）

(7) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

補助金額は、次のa又はbで算出した額のうち、いずれか低い額が上限です。ただし、大企業の場合は、1,000万円が上限です。

- a 補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額
- b 太陽光発電設備の場合は、発電出力に1kW当たり6万円を乗じた額（薄膜太陽電池の場合は、発電出力に1kW当たり10万円を乗じた額です。）

【薄膜太陽電池について】

神奈川県では、太陽光発電の普及に向けて、様々な用途で設置できる薄膜太陽電池の導入を支援していることから、次の①から③のうち、いずれかの要件を満たす太陽電池については、補助金額を優遇します。

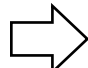
- ① 発電セルが、半導体層が10μm以下であること。
- ② モジュールが、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。
- ③ 荷重（架台等に必要な部材を含む）が10kg/m²以下であること。

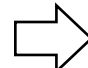



薄膜太陽電池の導入事例は、県のホームページに掲載しています。

神奈川県 薄膜太陽電池 検索

【補助金額の算出方法について】

例1：太陽光発電設備（15kW、330万円）を設置する場合の補助金額
aによる算出額 $330\text{万円} \times 1 / 3 = 110\text{万円}$
bによる算出額 $15\text{kW} \times 6\text{万円} / \text{kW} = 90\text{万円}$  **90万円**

例2：太陽光発電設備（60kW、1,000万円）を設置する場合の補助金額
aによる算出額 $1,000\text{万円} \times 1 / 3 = 333\text{万円}$
bによる算出額 $60\text{kW} \times 6\text{万円} / \text{kW} = 360\text{万円}$  **333万円**

例3：大企業が太陽光発電設備（250kW、5,000万円）を設置する場合の補助金額
aによる算出額 $5,000\text{万円} \times 1 / 3 = 1,666\text{万円}$
bによる算出額 $250\text{kW} \times 6\text{万円} / \text{kW} = 1,500\text{万円}$
大企業の場合の補助上限額 1,000万円  **1,000万円**

注 太陽光発電設備、薄膜太陽電池、風力発電設備のいずれかを組み合わせて又は全部を設置する場合は、補助上限額は再生可能エネルギー発電設備の種類ごとに算出した補助金額の合計額です。

(イ) 蓄電システム等

補助金額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じた額か、次のa又はbで算出した額のうち、いずれか低い額が上限です。

a 産業用以外の蓄電システムの場合は、15万円に導入台数を乗じた額（上限200万円）

b 産業用蓄電システムの場合は、200万円

3 補助金交付に係る基本的手続

補助事業の実施に当たって必要となる、交付申請から実績報告、補助金交付までの基本的な手続等は次のとおりです。

なお、各手続における書類の提出に当たっては、定められた期限を厳守してください。

(1) 交付申請（要綱第6条、別表1第1号様式等）

ア 交付申請期限

令和5年2月28日（火）までに補助金交付申請を行ってください（期限厳守）。

交付申請は所在地を同じくする1施設ごとに行い、1つの交付申請に所在地の異なる複数の施設を含まないようにしてください。



交付申請期限（令和5年2月28日（火））にかかわらず、令和4年度の予算額（3億1,320万円）を超える申請があった時点で受付を終了します。

なお、予算額の終了時点で複数の交付申請があった場合は、抽選（くじ引き方式）で補助事業を選定します。抽選については、「別紙 予算額を超える場合における補助事業の選定について」を参照してください。

イ 必要書類

交付申請に当たっては、交付申請者の法人区分などに応じて次の書類を提出してください。

様式番号等	提出書類	備考
第1号様式	交付申請書	
添付書類	補助事業に係る 契約書（写し）又はこれに 代わるもの	施工事業者との間で取り交わした契約書（写し）を提出してください。 契約書（写し）が提出できない場合は、施工事業者との間で契約関係が結ばれていることが確認できる書類を提出してください。 補助事業をリース等により実施する場合は、リース等事業者とリース等使用者の間で取り交わしたリース等に係る契約書（写し）も提出してください。 注 契約書（写し）又はこれに代わるものは、契約締結日が記載されたものを提出してください。
添付書類	補助事業に係る経費の内訳書類	契約書（写し）又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類（見積書等）を提出してください。
添付書類	補助対象設備に係る仕様書	設置する設備や機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できる書類を提出してください。
添付書類	補助対象設備を設置する 施設の登記事項証明書 又はこれに代わるもの	設備を設置する施設に係る建物の登記事項証明書を提出してください。 交付申請の際に、施設の登記がされていない場合（新築の際に設備を設置する場合等）は、建築確認済証（写し）等を提出してください。
添付書類	補助対象設備を設置する 施設に係る登記事項証明書等の 所在欄等の記載事項と当該施設の 住居表示が異なる場合は、同一の 施設であることを示す書類	ブルーマップや、法務省の登記情報提供サービス内の「地番検索サービス」を利用し、住居表示と建物の地番が同一の施設であることが確認できる書類を提出してください。
添付書類	補助対象設備の設置図 （機器配置図、システム系 統図及び単線結線図）	自家消費型再生可能エネルギー発電設備、蓄電システム等及び補助対象外の設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費可能であることが確認できる書類を提出してください。
添付書類	リース料、割賦料又は電力 販売料の算定に当たり元 本相当額から補助金相当 分が減額されることを示 す契約書等	補助事業をリース等により実施する場合に提出してください。リース料等から補助金相当分が減額されていることを証明できる計算書を提出してください。
第1号様式 別紙1	役員等氏名一覧表	補助事業をリース等により実施する場合は、リース等事業者及びリース等使用者の双方が、本様式及び本様式に附属する添付書類を提出してください。

添付書類	<法人のみ> 法人の現在事項若しくは履歴事項証明書又はこれに代わるもの	発行日から3か月以内のものを提出してください。 法律により直接設立された法人の場合は、設立の認可証等（写し）を提出してください。
添付書類	<個人事業者のみ> 青色申告者であることを証明する書類（写し）の直近1年分	税務署に提出した所得税確定申告書及び所得税青色申告決算書の控え（写し）を、マイナンバーの記載箇所を黒塗りした上で提出してください。 なお、これらの書類を書面で提出した場合は、税務署の受領印が押印された控え（写し）を提出してください。
添付書類	<中小企業者のみ> 中小企業者であることが確認できる書類（写し）	法人の現在事項又は履歴事項証明書で、中小企業者であることが確認できる場合は提出不要です。 当該証明書で、中小企業者であることが確認できない場合は、税務署又は金融機関の受領印が押印された給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の控え（写し）を提出してください。
添付書類	貸借対照表及び損益計算書の直近2年分（写し）	
第1号様式別紙2	共同申請同意書	補助事業をリース等により実施する場合に提出してください。
第1号様式別紙3	設置施設に関する同意書	補助事業者又はリース等使用者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合は提出してください。 なお、施設の所有者に係る役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）とともに、施設の所有者に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるものを添付して提出してください。
添付書類	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合（発電出力との兼ね合いで、適切に自家消費されることを確認するため、年間の使用電力消費量を明示する書類の提出を求める場合等）は提出してください。

ウ 提出方法等

必要書類1部を郵送で送付してください（宛先は巻末のとおりです。）。

(2) 交付決定（要綱第7条）

県は、交付申請を受けた後、補助事業の内容を審査し、補助条件を満たすものについては、補助金額を定めた上で、第2号様式により交付決定を行います。

補助事業は、交付決定後に着手してください。交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助対象外となりますので注意してください。

なお、「着手」とは、補助対象設備の設置工事の着工をいいます。

(3) 実施状況報告（要綱第12条、別表1第10号様式）

令和5年3月31日（金）までに、令和4年度予算の交付決定を受けた補助事業の進捗状況について、第10号様式により報告してください（複数の交付決定を受けている場合、交付決定ごとに実施状況報告を行ってください。）。

なお、実施状況報告の日が(4)の実績報告の日以後となる場合は、実施状況報告を省略することができます。

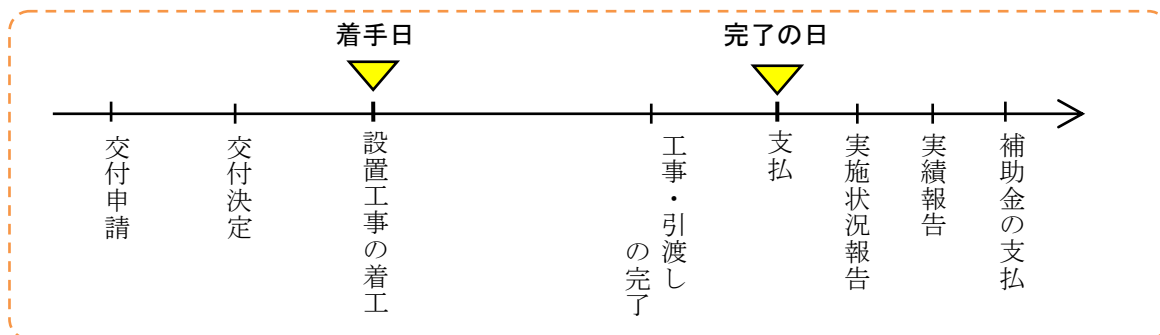
また、必要に応じて、現地調査を行う場合があります。さらに、実施状況報告以外に、別途、進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめお含みおきください。

(4) 実績報告（要綱第15条、別表1第11号様式等）

ア 報告期限

補助事業完了の日から2か月を経過した日又は令和5年4月28日（金）のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください（期限厳守）。

なお、「完了」とは、「(ア)設置工事の完了（補助対象設備の設置に係る工事が完了し、当該設備の全ての引渡し完了）」及び「(イ)全ての代金の支払を完了」している状態を指し、「完了の日」は、(ア)又は(イ)のうちいずれか遅い日です。



【補助対象経費の支払方法】

施工事業者への代金の支払方法は、次の①から③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 現金
- ② 銀行振込
- ③ 手形（裏書譲渡を除きます。）

	<u>次の支払方法は、補助対象外となりますので注意してください。</u>
	① 外貨払い
	② クレジットカードでの支払
	③ 他の取引との相殺払い
	④ 回し手形（裏書譲渡による支払）

イ 提出書類

実績報告に当たっては、次の書類を提出してください。

様式番号等	提出書類	備考
第11号様式	実績報告書	
添付書類	通帳等の写し	補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください。 なお、補助金の振込先は、補助事業者名義の口座に限ります。
添付書類	補助事業に係る納品及び支出を証する書類（写し）	補助対象設備が納品されたこと及び代金の支払が済んだことを確認できる書類を提出してください。
添付書類	補助事業に係る経費の内訳書類	詳細は、下記の「納品及び支出を証する書類一覧」を参照してください。
添付書類	補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	詳細は、下記の「完成写真として求める写真等一覧」を参照してください。
添付書類	実際の補助対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	自家消費型再生可能エネルギー発電設備、蓄電システム等及び補助対象外の設備の判別ができる書類を提出してください。
添付書類	< 交付申請時に提出できなかった場合のみ > 補助対象設備を設置する施設の登記事項証明書又はこれに代わるもの	交付申請の際に、施設の登記事項証明書を提出できなかった場合は、施設の登記事項証明書又はこれに代わるもの（宛名が補助事業者である検査済証（写し）等）を提出してください。
第11号様式別紙	仕様変更報告書	設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、提出してください。
添付書類	変更に係る書類	変更後の設備の仕様等が確認できる書類を提出してください。
添付書類	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

【納品及び支出を証する書類一覧】

① 納品書（写し） 施工事業者が発行した書類

② 請求書（写し） 施工事業者が発行した書類

①又は②のいずれかに、納品された設備及び設置工事の内訳とともに、設備及び設置工事に係る経費の内訳が記載されていない場合は、これらの内訳が記載された書類も併せて提出してください。

③ 支出を証する次の帳票等

ア 現金払いの場合

領収書（写し） 施工事業者が発行した書類

イ 銀行振込の場合

通帳又は当座勘定照合表等（写し） 金融機関が発行した書類
（口座からの引き落としとの照合のため）

振込手数料は補助対象外経費です（再掲）。また、インターネットを利用して取引を行い、必須とされた書類の授受が省略された場合は、インターネット上での取引の記録を印刷し、提出してください。

ウ 手形払いの場合

領収書（写し） 施工事業者が発行した書類

手形の控え（半券）（写し）

通帳又は当座勘定照合表等（写し） 金融機関が発行した書類
（口座からの引き落としとの照合のため）

支払期日（引落日）は各年度の3月31日以前に限ります（手形の交付日ではありません。）。裏書譲渡によるものは補助対象になりません（再掲）。

注1 補助対象経費と補助対象外経費をまとめて同一事業者に支払う場合や、月ごとの特定日に、他の事業者（本補助事業と関係がない事業者）への支払も含めて、金融機関経由で一括して支払う場合は、補助対象経費と補助対象外経費の支出の内訳が分かる書類も提出してください。

注2 外国語による納品書等については、日本語に翻訳したものを添付してください。

【完成写真として求める写真等一覧】

- ① 設置した設備の全景写真
- ② 太陽光パネルの型式及び設置枚数が分かる写真
注 撮影が困難な場合は、太陽光パネルのメーカーが発行した、型式及び設置枚数を証する書類（出力対比表、出荷証明書、保証書、検査成績書等の写し）の提出でもかまいません。
- ③ パワーコンディショナーの型式及び設置台数が分かる書類
注 撮影が困難な場合は、パワーコンディショナーのメーカーが発行した、型式及び設置台数を証する書類（出荷証明書、保証書、検査成績書等の写し）の提出でもかまいません。
- ④ その他知事が必要と認める主要な附属設備の型式及び設置写真
＜以下は蓄電システム等を設置する場合に提出してください。＞
- ⑤ 蓄電池の型式及び設置台数が分かる書類
- ⑥ その他蓄電システム等を構成するための機器（※8）の写真
※8 パッケージを構成する機器、停電時に機能するための電気設備等
- ⑦ 通常時及び停電時（自立運転時）に、設置した設備が稼働可能なことが分かる写真
注 データ表示用ディスプレイ等で稼働状況を表示している次の画面を撮影してください。
 - ・ 通常時の写真（試運転時の写真でもかまいません。）
 - ・ 停電時（自立運転時）の写真（自立運転機能の確認を行った写真）

(5) 補助金の交付（要綱第16条）

実績報告の内容審査とともに、必要に応じて現地調査を実施した上で、補助金の額を確定し、補助金を指定の口座に振り込みます（遅くとも令和5年5月31日まで）。

なお、(2)で交付決定した金額と異なる場合のみ、その旨を通知しますが、交付決定した金額と変更がない場合は、特段の通知は行いませんので、お含みおきください。

4 補助金交付に係る特別な手続（変更、中止、廃止等）

交付決定を受けた後に、補助事業の内容を変更しようとする場合や補助事業を中止・廃止しようとする場合等には、次の手続が必要となります。

(1) 補助事業の変更（要綱第10条、第11条、別表1第4号様式）

補助事業の内容を変更（※9）しようとする場合は、第4号様式に、変更内容等が分かる書類を添えて提出し、県の承認を得なければなりません（変更が適当であると認めた場合でも、交付決定した金額を増額することはできません。）。承認が得られない場合、変更分に関しては補助対象となりませんので注意してください。

なお、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについては、変更の承認を得る必要はありませんが、実績報告の際には、第11号様式別紙に、変更内容等が分かる書類を添えて提出してください。

※9 補助対象設備の仕様の変更や工法の見直し等に伴い、交付決定した金額に変更

が生じる場合などを指します。

(2) 補助事業の中止（要綱第10条、第11条、別表1第7号様式）

補助事業の見直し等の阻害要因により、その執行を一旦取りやめることを「補助事業の中止」といいますが、「補助事業の中止」を行う場合には、第7号様式を提出してください。阻害要因が除去され、補助事業が継続できることとなった場合には、引き続き補助事業を実施することができますが、阻害要因が除去される見込みが立った段階で県に連絡してください。

なお、阻害要因の除去見込みが立たない場合には、補助事業の執行の取りやめ（廃止）となりますので、改めて第7号様式を提出してください。

(3) 補助事業の廃止（要綱第10条、第11条、別表1第7号様式）

補助事業の継続が不可能となった場合には、補助事業を廃止することとなりますので、速やかに第7号様式を提出してください。



上記(1)～(3)の「変更」「中止」「廃止」が見込まれる場合は、書類を提出する前に必ず県に連絡してください。

(4) 補助事業者に係る事項の変更の届出（要綱第19条）

補助事業者が、所在地、名称又は代表者を変更した場合は、任意の様式に、変更内容が分かる書類（法人の現在事項又は履歴事項証明書等）を添えて、提出してください。

5 補助事業終了後の留意事項

(1) 県への協力事項等（要綱第21条）

ア 本補助金を活用して自家消費型再生可能エネルギー発電設備等を設置した後、県が再生可能エネルギーの普及促進を図るために広報活動などの取組を実施する場合には、協力していただきます（電気代の節減効果に係るPRなど）。

イ 補助事業を電力販売により実施した場合は、かながわソーラーバンクシステムの「0円ソーラープラン（事業所用0円ソーラー）」への登録申請が必要です。

(2) 財産の管理及び処分（要綱第10条、第17条、別表1第13号様式）

補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、財産の種類に応じた次の期間中、保管しなければなりません。

財産の種類	財産の保管期間	財産の保管期限
太陽光発電設備	17年 (建物附属設備の場合は15年)	令和21年度まで (建物附属設備の場合は 令和19年度まで)
風力発電設備	17年	令和21年度まで
蓄電システム等	6年	令和10年度まで

また、やむを得ず処分しようとするときは、あらかじめ第13号様式を提出し、その承認を受けなければなりません。承認に基づき財産を処分したときは、補助

金の全部又は一部に相当する金額を県に納付（返還）しなければなりません。

(3) 補助金の経理書類の保存（要綱第18条）

補助金に係る経理書類（収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類）は適切に整理し、財産の種類に応じた次の期間中、保存しなければなりません。

財産の種類	経理書類の保存期間	経理書類の保存期限
太陽光発電設備	17年 (建物附属設備の場合は15年)	令和21年度まで (建物附属設備の場合は 令和19年度まで)
風力発電設備	17年	令和21年度まで
蓄電システム等	10年	令和14年度まで

予算額を超える場合における補助事業の選定について

1 抽選の実施

交付申請期限にかかわらず、予算額を超える申請があった時点で受付を終了しますが、予算額の終了時点（申請額が予算額を超えた日）で複数の交付申請が提出された場合は、抽選（くじ引き方式）によって、予算の範囲内で補助事業を選定します。

2 抽選の連絡

抽選を実施することになった場合は、交付申請書（第1号様式）に記載された申請者の連絡先に電子メール等により、抽選日時や会場案内について連絡します。

注 抽選日時等に変更があった場合も電子メール等により連絡します。

3 抽選の方法

くじ引き方式によって選定します。抽選の際は、原則として申請者（代表者）の方にくじを引いていただきますので、出席をお願いします。

会場への入場の際に身分確認を行いますので、身分証明書の提示をお願いします。

また、代表者の出席が困難な場合は、代理人による出席、対応も可能とします。その際は、当日、代表者から権限を委任されていることを証明する委任状（抽選会様式）を提出してください。

なお、代理人の出席も困難な場合は、県職員が対応しますので、抽選日の前日までに県職員に対する委任状を提出してください（原則として郵送のみとします。）。

4 抽選の流れ

(1) くじを引く順番の決定（くじ引き1回目）

1回目のくじ引きを行います。引いたくじの順番に従って(2)のくじを引いていただきます。

(2) 補助事業を選定するためのくじ引き（くじ引き2回目）

(1)で決定した順番に従って2回目のくじを引き、くじに書かれている番号の順に、予算額の上限に至るまで補助事業を選定します。

なお、予算額の上限に達した時点の申請者には、予算額の範囲内で実施する意思があるかの確認を行います。当該申請者が実施されない意思を示された場合は、くじの番号の順に意思確認を行います。

令和 年 月 日

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の
抽選に係る委任状について（令和4年度分）

【代理人】

住 所	〒
法人等名称	
役職・氏名	
生年月日	
性別	

私は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{上記の者} \\ \text{神奈川県産業労働局産業部エネルギー課の職員} \end{array} \right\}$ に、令和4年度の

神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金の抽選に関することを委任します。

【委任者】

住 所	〒
法人等名称	
役職・氏名	

神奈川県産業労働局産業部
エネルギー課太陽光発電グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電 話 (045)210-4140 (直通)